

(別紙)

諮問番号：平成28年度諮問第7号

答申番号：平成28年度答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

本件対象児童について次の事情を考慮せずになされた原処分（特別児童扶養手当認定請求却下処分）は、違法、不当である。

ア 教育歴について

2歳の頃に2歳児検診で発達障害の疑いがあるとのことで療育施設に通い、3歳で保育所、療育センターに通い、今年から小学校、支援学級を併用して通い、療育施設に通う。

イ 日常生活における支援について

トイレは家では全介助、お風呂も全介助。病院から注意力欠陥症のため1人で外を歩かせるのは危険と言われ、学校への通学は毎日車で送り、帰りは支援施設に車でお迎えに行く。

ウ 問題行動及び習癖について

授業中、集中力が切れると姿勢が崩れる。自分が納得いなかいと癩癩を起こすことや、友達とのトラブルもあり手が出てしまうことが多々ある。落ち着きもなく、外出中は目が離せない。自分で感情のコントロールがきかず、怪我が多く心配。朝、学校に提出物を出す際にも先生に声をかけてもらわないと出さずにいる。

エ 療育手帳について

児童相談所で検査した際、自閉症の傾向があるとのことで、B判定の療育手帳を頂いた。

(2) 処分庁の主張の要旨

本件対象児童についての前記請求人の主張については、次のとおりであり、原処分に違法、不当な点を認めることはできない。

ア 教育歴について

障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によることとされており、請求人の主張する前記第2(1)アの内容は、同診断書にも記載され、判定をする際に読み取り済みである。

イ 日常生活における支援について

請求人の主張する前記第2(1)イの内容について、本件主治医に確認した

ところ、トイレもお風呂も全介助ではないとの回答であった。

また、車での送り迎えについては、特別児童扶養手当認定診断書には記載がなかった。

ウ 問題行動及び習癖について

請求人の主張する前記第2(1)ウの内容について、本件主治医に確認したところ、現在、薬物治療で軽減中との回答であった。

エ 療育手帳について

特別児童扶養手当の認定においては、療育手帳の判定結果を考慮することとは規定されていない。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

(2) 請求人の各主張についてみると、その教育歴に関する主張は、特別児童扶養手当認定診断書にも記載があり、それも含めて総合判断がなされていること、また、本件対象児童の日常生活並びに問題行動及び習癖の状態については、それらに対する同診断書の内容を含めて総合的に判断されているし、処分庁の職権調査により請求人の主張を示した上で、主治医による同診断書の補足を得て、嘱託医による再判定を行っても、非該当との判定に変わりはないこと、さらに、本件対象児童がB判定の療育手帳を取得していることについては、同診断書に当該取得についての記載が無かったから、取得がないものとして行われた原処分を直ちに違法、不当ということはできないし、その取得を前提に行われた嘱託医師の再判定でも非該当との結論に変わりはないことから、原処分が違法、不当とされる余地はなく、いずれの主張も採用することはできない。

また、請求人は、小学校への通学事情など、同診断書の作成時点より後の事情も主張するが、これを同診断書に基づく原処分の違法、不当を主張するための根拠とすることはできず、その主張には理由がない。

(3) 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年10月12日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月19日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、特別児童扶養手当障害程度認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており（第7節の

1)、主治医が作成した特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医が行った障害判定結果を受けて処分庁が行うものであって、その判断は、嘱託医の医学的・専門的な審査判定に基づく処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと見るべきである。

そこで、本件についてみると、原処分の前提として、嘱託医は、その医学的・専門的見地から、特別児童扶養手当認定診断書の内容を総合的に考慮した上で、判定を非該当としていることが認められる。また、処分庁は、本件審査請求を受け、職権調査により請求人の主張内容を示した上で本件主治医に対し改めて判定に必要と思われる特記事項等の回答を求め、本件主治医により同診断書の補足がなされたが、かかる補足後の診断書に基づき、嘱託医の再判定を受けたところ、その判定の結果も引き続き非該当とされたことが認められ、かかる嘱託医の再判定については、その過程において看過し難い過誤欠落があるとは認められない。

この経緯に鑑みると嘱託医の判定に基づく原処分時の処分庁の判断のみならず、前記再判定の結果に依拠してなされた原処分の適法性・正当性を認める処分庁の判断に不合理な点があるということとはできない。

以上のとおり、処分庁の判断には、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してなされたものというほどの著しい不合理性は認められないから、原処分を取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美